

# 療育手帳再判定申請（再判定）について

## 提出書類

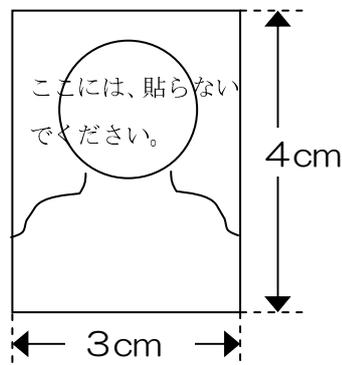
H20.5 改訂

### ①療育手帳再判定申請書

- ・申請者は障害者（児）本人か保護者のいずれかです。  
保護者・・・親権を行う者、配偶者、後見人その他のもので現に知的障害者（児）を監護する者です。

### ②写真 2枚

- ・療育手帳に貼付する写真が必要となります。  
(もう1枚は市の台帳に貼付します。)
- ・写真は、横の図のように脱帽、上半身を写したものを用意してください。
- ・**サイズは縦4cm・横3cmです。**
- ・裏面に、住所、氏名、生年月日を記入してください。



上記の書類が揃いましたら、お近くの各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課へ提出してください。

## 留意事項（18歳未満）

- ▷ 療育手帳の次期判定月が指定されている場合は、再判定が必要となります。  
君津児童相談所で再判定を行います。面接日等の連絡は、君津児童相談所から保護者へ連絡がいきます。
- ▷ 療育手帳は、申請から交付まで1～2ヶ月程度かかります。また、面接日によっては、それ以上かかることがありますので、ご了承ください。
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。(交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。)
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。また、古い手帳は返還していただきます。(カバーは、引き続き使用しますので、必ず古い手帳は、お持ちください。)

## 留意事項（18歳以上）

- ▷ 療育手帳の次期判定月が指定されている場合は、再判定が必要となります。  
後日、社会福祉課職員（調査員）が、本人・保護者に対して現況調査に伺います。調査日については、社会福祉課から後日連絡をします。
- ▷ 調査が終了しましたら、千葉県中央障害者相談センターの判定を行います。判定は、原則面接判定ですが、過去に面接判定を受けた者は、書類判定を希望できます。面接判定をされる方は、日時について、通知でお知らせします。
- ▷ 療育手帳は、申請から交付まで、1～2ヶ月程度かかります。また、面接日によっては、それ以上かかることがありますのでご了承ください。
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。(交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。)
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。また、古い手帳は返還していただきます。  
(カバーは、引き続き使用しますので、必ず古い手帳は、お持ちください。)

問い合わせ先

南房総市保健福祉部社会福祉課  
(三芳保健福祉センター内)

TEL 0470-36-1151

FAX 0470-36-1133

